



市老連だより 20

令和3年3月24日

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
施設長各位

一般社団法人
大阪市老人福祉施設連盟
代表理事 後藤静男

2021年度 介護報酬改定Q&A、第1弾を事務連絡 厚労省

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は19日、「2021年度(令和3年度)介護報酬改定に関するQ&A:Vol.1」(介護保険最新情報Vol.941)について、各都道府県などに宛てて事務連絡を出しました。

Q&A(Vol.1)は、▽人員配置基準等で「常勤」配置が求められる職員が、産休などを取得した場合に「同等の資質を有する」複数の非常勤職員を常勤換算して人員配置基準を満たすことを認める判断についての解釈▽新型コロナウイルス感染症への対応として、基本報酬への3%加算や事業所規模別の報酬区分の決定についての特例(3%加算及び規模区分の特例)▽介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算の3つのテーマについて、合わせて25の問いに回答しました。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

URL:<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000756267.pdf>

【発信元】 一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局